

岡崎市家賃債務保証料低廉化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画に基づき住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日付け国住備第132号）、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。）及び本要綱等の定めにより、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）における家賃債務保証料の低廉化に対する費用の補助を実施し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を推進し、市民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家賃債務保証

賃貸住宅の賃借人（以下「入居者」という。）の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払いに係る債務を保証することをいう。

(2) 専用住宅

住宅セーフティネット法第9条第1項第7号に規定する専用住宅として登録した住宅をいう。

(3) 家賃債務保証業者

住宅セーフティネット法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。

(4) 住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅セーフティネット法第40条に基づき愛知県が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。

(5) 所得

公営住宅法施行令（昭和26年建設省令第240号）第1条第3号に規定する収入と同様の方法で算出した額をいう。

(6) 子ども

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(7) ひとり親世帯

子どもを養育している者が1人及び子どもが少なくとも1人属する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、専用住宅に係る家賃債務保証料の低廉化を行う以下の者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 家賃債務保証業者
- (2) 住宅確保要配慮者居住支援法人

(補助金の交付の要件)

第4条 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 岡崎市内の専用住宅のうち管理開始から10年以内のものであること。
- (2) 専用住宅の入居者及び同居者全員の合計所得が15万8千円（子ども又は妊娠している者がいるもの及び配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）を得て5年以内のものは21万4千円、同居者に18歳未満の子どもが3人以上いるものは25万9千円）を超えない者で、過去に本市において家賃債務保証低廉化事業を行う住宅に入居していないこと。
- (3) 子ども又は妊娠している者がいるもの、配偶者（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）を得て5年以内のもの、同居者に18歳未満の子どもが3人以上いるものの入居世帯が入居する住戸の床面積の規模は、40平方メートル以上であること。ただし、入居世帯がひとり親世帯である場合は、この限りではない。
- (4) 入居者及び同居者全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (5) 家賃債務保証料の額が適正な水準であること。
- (6) 補助対象者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証料の低廉化を行う者を除く。）を求めないこと。
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住整第160号）第2条第26号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第5条第17項に規定する共同生活援助に係る共同生活住居その他これらの類するものでないこと。

2 前項第2号の入居者の所得の算定は、原則として前年の所得により行うものとする。ただし、同居者の増加等により、所得が15万8千円以下となる場合には、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第4条に掲げる要件に適合する専用住宅の家賃債務保証料の低廉化に関し家賃債務保証料の低廉化に要した費用の額とし、家賃債務保証料の低廉化を行う一の専用住宅について、入居時に生じた初回保証料の減額した額で6万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 第1項で定める補助金の額は、その補助事業が属する年度につき合計で24万円を限度額とする。

(要件適合確認の申請)

第6条 専用住宅に入居し家賃債務保証料の低廉化を受けようとする者（以下、「入居予定者」という。）は、岡崎市家賃債務保証料低廉化事業要件適合確認申請書（第1号様式）により、申請するものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 住民税（非）課税証明書
- (3) 市税納税（完納）証明書
- (4) 第4条第1項第2号に該当することがわかる所得の計算書
- (5) 要件適合確認申請に係る誓約書兼同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(要件適合確認の結果の通知)

第7条 岡崎市市長は、前条第1項の申請を受理したときは、第4条第1項第1号から第5号の規定への適合の有無について確認し、岡崎市家賃債務保証料低廉化事業要件適合確認結果通知書（第2号様式）により、入居予定者に通知するものとする。なお、岡崎市家賃債務保証料低廉化事業要件適合確認結果通知書の有効期限は、通知書発行の日から2週間かつ当該年度内とする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 家賃債務保証料の低廉化に係る補助金の交付を受けようとする者は、岡崎市家賃債務保証料低廉化事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第3号様式。以下「申請書兼実績報告書」という。）を第7条に規定する岡崎市家賃債務保証料低廉化事業要件適合確認結果通知書により通知を受けた日の属する年度の10月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに岡崎市市長に申請及び報告しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 家賃債務保証委託契約書の写し
- (2) 本来徴収すべき家賃債務保証料を確認できる書類
- (3) 入居者から家賃債務保証料として徴収した金額を確認できる書類
- (4) その他岡崎市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第9条 岡崎市長は、前条第1項の申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、岡崎市家賃債務保証料低廉化事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 岡崎市長は、次の各号の一に該当するときは、家賃債務保証料低廉化事業費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 入居者が不正な行為によって家賃債務保証料低廉化の適用を受けていることが判明したとき。
- (3) この事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、第9条の規定による通知を受領したときは、岡崎市長が指定する日までに岡崎市家賃債務保証料低廉化事業費補助金支払請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 岡崎市長は、第1項に規定する岡崎市家賃債務保証料低廉化事業費補助金支払請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付する。ただし、代理受領を行う場合は代理者に補助金を交付する。

3 補助対象者は、第2項に規定する代理受領を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 代理受領に係る委任状
- (2) 補助対象者と代理者との関係を証する書類
- (3) その他岡崎市長が必要と認める書類

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、家賃債務保証料低廉化事業費補助金に係る書類を整備し、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第13条 補助事業者は、家賃債務保証料低廉化事業費補助金の執行等に関し、岡
崎市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。